

杉並区立阿佐谷地域区民センター外 3 施設の指定管理者募集要項 質問への回答

令和 8 年 7 月 8 日までに受け付けた質問への回答は以下のとおりです。

No.	項目			質問事項	回答
1	募集要項	7P	第 3 章 管理・運営 1 管理の基準 (1) 開館時間	各管理業務について業務実施時間が定められていますが、当該時間帯に必要な業務を適切に実施できる体制を確保することを前提として、1 日当たりの配置人数及びポスト数については、応募者が任意に設定することが可能との理解でよろしいでしょうか。また、各従事者の休憩時間について、取得する時間帯、時間数又は交代方法等に関する指定はありますでしょうか。指定がない場合は、業務に支障が生じない範囲で、関係法令を遵守したうえで応募者が任意に設定するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	募集要項	15P	第 4 章 管理運営に要する経費 2 指定管理料	令和 9 年度の指定管理料の上限額は 1 億 5,502 万円 (税込) と記載されていますが、当該金額は令和 9 年度単年度における上限額との理解でよろしいでしょうか。また、令和 10 年度以降の指定管理料については、人件費や物価の上昇等を合理的に見込んだうえで、応募者が年度ごとの金額を設定し、令和 9 年度の上限額である 1 億 5,502 万円 (税込) を超える金額を提案することも可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	募集要項	15P	第 4 章 管理運営に要する経費 2 指定管理料	令和 9 年度の指定管理料上限が 1 億 5,502 万円 (税込) となっております。令和 8 年度の指定管理料が 1 億 4,635 万円 (税込)。差額 867 万円ですが、この中に公契約条例の労務単価上昇分と公園の高木剪定の追加費用が含まれているのでしょうか。	令和 8 年度と令和 9 年度の指定管理料の差額には、これまでの人件費や管理運営費の上昇分と公園の高木剪定の追加費用を含めています。
4	募集要項	15P	第 4 章 管理運営に要する経費 4 支出	自主事業に関する支出は指定管理者の負担としますが、光熱水費 (自動販売機等の設備への給電にかかる電気代など) については、指定管理料から充当しても差し支えありませんとありますが、業務要求水	地域区民センターまたは区民集会所を使用する自主事業で、占有する場所の照明や空調に係る電気代、自主事業でカフェを運営する場合のガス代や水道代、自動販売機の電気代は、

				準書 P51【留意事項】①には自動販売機等への給電などに係る光熱費については、自主事業の経費より支出することとあります。募集要項の通り指定管理料から充当して良いのでしょうか。	指定管理料を充当いただいて差し支えありません。 一方、業務要求水準書 51 ページの【留意事項】は、公園における特記事項となっております。自主事業により、公園内のスペースに飲料等の自動販売機を設置する場合は、給電などに係る光熱水費については、指定管理料の充当はできず、自主事業の経費より支出することとなるものです。
5	募集要項	24P	第 5 章 公募・選定 4 審査・選定に関する事項	指定管理者候補者選定委員会の構成について、委員の人数、外部委員の有無、専門分野等をご教示ください。	選定委員会の委員は 5 名であり、うち、外部委員は 3 名です。また、外部委員のうち 2 名は学識経験者、1 名は地域団体代表です。 なお、学識経験者の専門分野は、「環境法、行政法、都市政策法務」「まちづくり、都市グリーンインフラ、市民共創」です。
6	募集要項	24P	第 5 章 公募・選定 4 審査・選定に関する事項（1）指定管理者候補者選定の手順	第一次審査と第二次審査は、同一の選定委員会により実施されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	募集要項	24P	第 5 章 公募・選定 4 審査・選定に関する事項（2）審査方法	第二次審査におけるプレゼンテーションについて、プレゼンテーション時間、質疑応答時間、参加可能人数の指定・条件があればご教示ください。	第一次審査通過団体には、第二次審査の日程、実施方法等を通知します。人数制限などの諸条件につきましては、通知に記載をいたします。
8	募集要項	24P	第 5 章 公募・選定 4 審査・選定に関する事項（2）審査方法	第二次審査におけるプレゼンテーションについて、提出した事業計画書とは別に、事業計画書の内容を要約・再構成したプレゼンテーション用の投影資料を別途作成し、使用することは可能でしょうか。	No. 7 の回答と同じです。
9	募集要項	25P	第 5 章 公募・選定 4 審査・選定に関する事項（4）主な評価基準	評価基準について、各評価項目の配点をご教示ください。 また、企画提案内容に関する評価点と、指定管理料・収支計画に関する評価点の配点内訳についてもご教示ください。	点数については開示できません。

10	募集要項	27P	第5章 公募・選定 5 留意事項 (11) 選定 結果の公表	選定結果について、第一位の団体のみではなく、応募団体すべての団体名、順位、評価点等が公表されるのかご教示ください。	審査結果は、全ての応募団体について、審査項目毎別の審査点数、委員別の審査点数を区ホームページで公表しますが、団体名や委員名が特定できないよう「A社、B社・・・」「委員①、委員②・・・」などと記載します。 また、応募団体名については、別途、五十音順で実名を公表します。
11	募集要項	50P	別紙 9 応募書類一 覧 16	社会保険料の算定基礎届と総括表の提出分（前年分）とありますが、 健康保険・厚生年金保険被保険者月額算定基礎届総括表は日本年金機から提出廃止となっていると認識しております。その場合、代替書類としてどのような書類を提出すればよろしいでしょうか。	「被保険者報酬月額算定基礎届総括表」（右図）は、令和3年3月に廃止されましたが、電子媒体申請に使用する「電子媒体届書総括票」は提出が必要とされているところです。 提出できない法人があることから、今回は提出を求めないこととし、募集要項別紙9「提出書類一覧」から「総括表」を削除することといたします。
12	募集要項	51P	別紙 10 応募書類作成 要領 1 応募書類作成 方法 5 ④	「ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に関する学習会の企画や情報提供、健康維持増進や自己啓発に関するセミナーや講座など、働きやすい環境づくりに関する講座など、勤労者の文化・教養及び福祉の向上に資する事業について」とありますが、ここで求められている事業は、利用者を対象として施設側が実施する講座・セミナー等を指すものなのか、または指定管理者の従業員を対象とした働きやすい環境づくりに関する研修・講座等を指すものなのか、ご教示ください。	記載誤りのため「④ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に関する学習会の企画や情報提供、健康維持増進や自己啓発に関するセミナーや講座の開催、労働時間の管理やハラスメント対策など働きやすい環境づくりに関する講座など、勤労者の文化・教養及び福祉の向上に資する事業について、記載してください。」を削除いたします。 このことに伴い、その後の項番⑤⑥⑦をそれぞれ④⑤⑥に繰り上げます。
13	募集要項	53P	別紙 10 応募書類作成 要領 3 応募書類の提出 方法	「3 応募書類の提出方法」の (2) 及び (3) について、別紙9「応募書類一覧」のNo. 10～11はA4縦版ファイルに綴じて2部提出、No. 12～17についてもA4縦版ファイルに綴じて2部提出とあります。 この場合、No. 10～11とNo. 12～17は、それぞれ別のファイルに綴じて提出する必要があるのでしょうか。それとも、No. 10～17を1つのファイルにまとめて綴じ、同一内容のものを2部提出する方法でも	別紙9「応募書類一覧」に記載のNo. 10～11とNo. 12～17は、それぞれ別のファイルに綴じて提出してください。

				差し支えないでしょうか。	
14	募集要項		様式 5	事業計画書について、指定の様式は記載項目や構成を示すものであり、必要な基本項目がすべて記載されていれば、枠の幅、配色、フォント、文字サイズ等のレイアウトについては、応募者の任意で調整することが可能との理解でよろしいでしょうか。 また、視認性や分かりやすさを高めるため、記載欄を複数行にすること、項目ごとに色分けを行うこと、図表等を用いることなど、様式の基本構成を損なわない範囲で事業計画書を作成することは可能でしょうか。	お見込みのとおり、様式は記載項目や構成を示すものであり、必要な基本項目が全て記載されていれば、応募者の任意で調整することが可能です。 また、様式の基本構成を損なわない範囲で色分け、図表等の記載などをしていただいて結構です。
15	業務要求水準書	4P	第 2 章 対象施設と指定管理期間 1 対象施設④梅里中央公園	「次表の設置物は本指定管理の対象外とする」とありますが、当該設置物について不具合を確認した場合や、利用者から要望・苦情等が寄せられた場合は、その内容を設置者又は管理元へ報告・連絡するまでが指定管理者の業務範囲との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	業務要求水準書	41P	第 9 章 公園等の維持管理業務 1. 施設概要等 (1) 阿佐谷けやき公園	阿佐谷けやき公園 公園施設の中に区民センター駐輪場部分の植栽は含まれていますでしょうか。	含まれていません。阿佐谷地域区民センターの施設部分となります。 説明は以下のページになります。 P29 第 6 章 清掃管理業務 4 外構の維持管理業 (1) ③駐輪場 阿佐谷地域区民センター駐輪場 100 台 (2) 除草、草刈り、樹木の手入れ、排水施設の維持管理 第 9 章 公園等の維持管理業務を参照のこと。
17	業務要求水準書	49P	第 9 章 公園等の維持管理業務 2. 公園等における業務内容 1－5 物件を設けない占有の許可業務に係る事項	昨年度の当該施設における占有許可実績 (占有件数、収入金額) を教えてください。	別紙【資料】物件を設けない占有の許可業務実績一覧 (阿佐谷けやき公園・梅里中央公園) を参照してください。